

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課)	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (")	2
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退の届出 (")	3
○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退の届出 (")	3
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (鳥獣対策課)	4
○道路の区域変更 (道 路 課)	4
○道路の供用開始 (")	4
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	4
公 告	
○危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防政策課)	4
○平成29年度職業訓練指導員試験の実施 (雇用労働政策課)	5
高知県公安委員会告示	
○指定講習機関の指定及び告示の廃止	6
○告示 (運転免許取得者教育の認定) の一部改正	7
監査公表	
○包括外部監査の結果に対する措置	7
その他	
○平成29年度行政書士試験の実施 (法 務 課)	15

告 示

高知県告示第524号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成29年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所又は施設の名称	事業所又は施設の所在地	サービスの種類
3960290033	有限会社 ケアネットサービス	室戸市佐喜浜町3589番地1	平成28年10月1日	訪問看護ステーションあすか	室戸市佐喜浜町3589番地1	訪問看護 介護予防 訪問看護
3971200245	合同会社 あん	香美市土佐山田町宝町四丁目4番32号 YSマンション105号室	〃	ホームヘルパーステーションあん	香美市土佐山田町宝町四丁目4番32号 YSマンション105号室	訪問介護 介護予防 訪問介護
3960490088	医療法人 土佐きび	南国市明見字五台山分800番	平成28年10月17日	訪問看護ステーションきび	南国市明見字鳥啄三883番5	訪問看護 介護予防 訪問看護
3970400689	〃	〃	〃	デイサービスセンターたくさん	〃	通所介護 介護予防 通所介護
3972200145	本山町	長岡郡本山町本山504	平成28年11月1日	本山町居宅介護支援事業所	長岡郡本山町本山600	居宅介護 支援
3960290025	株式会社 ゆうあい	室戸市領家349番地2	平成28年12月1日	ケアマネジャー事業所奥郷	室戸市元甲1076	居宅介護 支援
3970200410	〃	〃	〃	ヘルパー事業所ゆ	〃	訪問介護 介護予防

				め		訪問介護
3971100296	株式会社 縁	香南市野市町西野584番地1	〃	ケアプランセンター	香南市野市町西野584番地1	居宅介護支援
3971200187	社会福祉法人日ノ御子会	香美市物部町大栃字宮ノナロ89番1	平成29年1月3日	短期入所生活介護事業所にろうごう	香美市物部町大栃字宮ノナロ89番1	介護予防短期入所生活介護
3971200195						
3972200152	合同会社 エスペランサ	高知市一宮西町一丁目32番25-1号	平成29年1月16日	居宅よさく	長岡郡大豊町大滝498-44	居宅介護支援
3970200428	株式会社 タケザキ	室戸市羽根町乙1262-1	平成29年2月1日	デイサービスセンターにこにこリハビリクラブ	室戸市室津1774-7	介護予防通所介護
3971200252	株式会社 菜々月	香美市土佐山田町山田1353番地7	〃	ヘルパーステーション菜々月	香美市土佐山田町山田1353番地7	訪問介護 介護予防訪問介護
3972200152	合同会社 エスペランサ	高知市一宮西町一丁目32番25-1号	平成29年2月3日	通所よさく	長岡郡大豊町大滝498-44	介護予防通所介護
3971000033	有限会社 あらたケアサービス	四万十市中村大橋通六丁目3-7 とらやビル3階4号室	平成29年3月1日	居宅介護支援事業所あらた	四万十市中村大橋通六丁目3-7 とらやビル3階4号室	居宅介護支援

高知県告示第525号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

平成29年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事	届出者の	届出者の主たる	廃止年月日	事業所の	事業所の所在地	サービス
-------	------	---------	-------	------	---------	------

業所番号	名称	事務所の所在地		名称		の種類
3970400523	有限会社 なのはなプラン	高知市介良乙3137番地5	平成28年10月1日	アットホームいなぶ・なのはな	南国市稲生1305-4	通所介護 介護予防通所介護
3972400471	株式会社 アルゴ	高知市朝倉丙963番地11	平成28年10月31日	居宅介護支援事業所へんしも	吾川郡いの町3807番地	居宅介護支援
3972400497	〃	〃	〃	介護予防通所介護事業所さいわい	〃	介護予防通所介護
3970300269	モノラル合同会社	安芸郡芸西村西分甲2647番地4	平成28年11月30日	ヘルパーステーションいちご	安芸市赤野乙91番地3	訪問介護 介護予防訪問介護
3972400752	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成29年2月1日	ニチイケアセンターいの	吾川郡いの町1700番地	居宅介護支援
3970400572	合同会社 しおん	南国市岡豊町笠ノ川132-23	平成29年2月18日	デイサービスしおん岡豊	南国市岡豊町笠ノ川132-1	介護予防通所介護
3970600353	セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町11番地1 アクア高松中新町ビル702号	平成29年3月31日	セントケア須崎	須崎市緑町10-40 SKハウス102号室	訪問介護 介護予防訪問介護
3970900043	宿毛市	宿毛市桜町2番1号	〃	特別養護老人ホーム千寿園	宿毛市小筑紫町福良80番地6	短期入所生活介護
	〃	〃	〃	宿毛市立特別養護老人ホーム千寿園	〃	介護予防短期入所生活介護
39721	香南香美	香南市野市町母	〃	デイサー	香南市野市町母	通所介護

00105	老人ホーム組合	代寺188番地		ビスセンター三宝通所介護事業所	代寺188番地	介護予防通所介護
39722 00038	嶺北広域行政事務組合	長岡郡本山町本山995	〃	小規模特別養護老人ホーム大豊園	長岡郡大豊町津家1626	短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護
39722 00129	社会福祉法人香南会	香南市赤岡町1160番地1	〃	特別養護老人ホーム嶺北荘	長岡郡本山町本山636番地	短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護
39725 01120	合同会社まごの手	高岡郡四万十町琴平町9番8号	〃	指定居宅介護支援事業所まごの手	高岡郡四万十町琴平町11番11号	居宅介護支援
39725 01138	〃	〃	〃	指定訪問介護事業所まごの手	〃	訪問介護 介護予防 訪問介護

高知県告示第526号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定の辞退について、次のとおり届出があった。

平成29年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	辞退年月日	施設の種類	施設の所在地	サービスの種類
39722 00038	嶺北広域行政事務組合	長岡郡本山町本山995	平成29年3月31日	小規模特別養護老人ホーム大豊園	長岡郡大豊町津家1626	介護福祉施設サービス
39722 00129	社会福祉法人香南会	香南市赤岡町1160番地1	〃	特別養護老人ホーム嶺北荘	長岡郡本山町本山636番地	介護福祉施設サービス

高知県告示第527号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があった。

平成29年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	辞退年月日	施設の種類	施設の所在地	サービスの種類
39104 10020	医療法人清香会	南国市東崎1336番地6	平成29年1月31日	北村病院	南国市東崎1336番地3	介護療養型医療施設

高知県告示第528号

平成28年6月高知県告示第350号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示した認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。

平成29年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
土佐の里山グループ合同会社
- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
安芸郡北川村弘瀬127番地
- 3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
弘田 純清
- 4 変更事項
法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項（夜間銃猟の追加）
- 5 夜間銃猟をする場合の基準への適合
当該認定鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の5第1項第2号に掲げる基準に適合するものである。
- 6 変更認定年月日
平成29年6月14日

高知県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成29年7月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡奈半利町字芝崎乙5103番から 安芸郡奈半利町字南谷乙4547番1まで	前	12.5 }	1,094
	後	51.0	
		12.5 }	1,094
		34.8	

高知県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成29年7月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡中土佐町久礼字ニツ石6782番2から 高岡郡中土佐町久礼字新湊8645番1まで	350	平成29年7月6日

高知県告示第531号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成29年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香南市野市町西野字カノ丸	2165番3	6.00	59.54	
	2167番4			
	2169番2			

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

平成29年7月4日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 講習の実施日時、実施場所及び種別

講習の実施日及び実施場所	講習の種別及び実施時間	
	給油取扱所	その他

平成29年8月18日（金） 安芸市消防防災センター	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで
平成29年8月23日（水） 高知県庁正庁ホール	〃	〃
平成29年8月24日（木） 〃	〃	〃
平成29年8月25日（金） 〃	〃	〃
平成29年8月28日（月） 中土佐町民交流会館	〃	〃
平成29年8月29日（火） 四万十市立文化センター	〃	〃
平成29年8月30日（水） 〃	〃	

備考 1 講習の種別の「給油取扱所」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。
2 講習の種別の「その他」とは、給油取扱所及び特定事業所（石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所をいう。）における危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習をいう。

- 2 講習の受講の申請手続

- (1) 受講申請書の配布
受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。
- (2) 受講申請書の提出先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内
高知県危険物安全協会
- (3) 受講申請書の受付期間
受講申請書は、平成29年8月1日（火）から同月14日（月）までの間に受け付ける。
- (4) 講習の受講手数料
受講手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証

<p>紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。</p> <p>3 講習に関する問い合わせ先 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内 高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）</p> <p>~~~~~</p> <p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、平成29年度職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。 平成29年7月4日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 試験を実施する職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。</p> <p>2 試験の免除 省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる実技試験又は学科試験を免除する。</p> <p>3 受験資格 当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。 （1） 成年被後見人又は被保佐人 （2） 禁錮以上の刑に処せられた者 （3） 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>4 試験日時 平成29年9月10日（日）午前10時から</p> <p>5 試験場所 高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校</p> <p>6 受験手続 （1） 受験申請書類 ア 受験申請書 イ 履歴書 ウ 受験資格を証する書類の写し エ 写真（申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの）2枚（受験申請書及び写真票に貼り付けること。） （2） 受験申請書類の提出期間 平成29年7月24日（月）から同年8月7日（月）まで なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成29年8月7日付けの消印のあるものまで受け付ける。</p>	<p>（3） 受験申請書類の提出先 高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校</p> <p>（4） 受験手数料 3,100円（高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付けること。） なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。</p> <p>（5） 受験票 受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。</p> <p>7 合否判定の基準 学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。</p> <p>8 合格発表 平成29年9月29日（金）に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。 また、高知県立高知高等技術学校のホームページ（http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/）において、合格者の受験番号を公表する。</p> <p>9 その他 （1） 受験申請書（写真票を含む。以下同じ。）は、高知県立高知高等技術学校において交付する。 （2） 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒（定形外）を添えて、高知県立高知高等技術学校に申し込むこと。 （3） 受験手続等について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）に問い合わせること。</p>	
--	---	--

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第12号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項に規定する指定講習機関について次のとおり告示し、平成9年3月高知県公安委員会告示第4号（指定講習機関の指定）は、廃止する。

平成29年7月4日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	指定年月日
株式会社高知中央自動車学校 高知市江陽町4番50号 岡 今朝男	高知中央自動車学校 高知市江陽町4番50号	準中型免許に係る初心運転者講習 普通免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習 取消処分者講習	平成29年5月2日 平成29年9月1日 平成9年3月1日 平成29年9月1日 " 平成15年10月17日
株式会社高知自動車協会 高知市本宮町223番地 小松 透	高知自動車学校 高知市本宮町223番地	普通免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習	平成29年9月1日 "
株式会社ケーディエス 高知市一宮中町三丁目1番2号 山口 隆朗	高知県自動車学校 高知市一宮中町三丁目1番2号	準中型免許に係る初心運転者講習 普通免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習	平成29年5月10日 平成29年9月1日 平成9年3月1日 平成8年3月1日 平成29年9月1日
有限会社安芸自動車学校 安芸市川北甲2100番地 山口 隆朗	安芸自動車学校 安芸市川北甲2100番地	準中型免許に係る初心運転者講習 普通免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習	平成29年6月6日 平成29年9月1日 平成9年10月1日 平成29年9月1日 "
株式会社新土佐自動車学校 土佐市蓮池2057番地 齋藤 由香	新土佐自動車学校 土佐市蓮池2057番地	普通免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習	" "

有限会社オーシャン・クルー 須崎市多ノ郷甲4481番地 矢野 義尚	須崎自動車学校 須崎市多ノ郷甲4481番地	普通免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習	" 平成22年1月8日 平成29年9月1日
有限会社宿毛自動車学校 宿毛市和田1050番地 濱田 光俊	宿毛自動車学校 宿毛市和田1050番地	普通免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習	" 平成11年6月10日 平成29年9月1日 "
株式会社高知ニュードライバー学院 四万十自動車学校 四万十市具同5927番地1 矢野 義尚	四万十自動車学校 四万十市具同5927番地1	準中型免許に係る初心運転者講習 普通免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習 取消処分者講習	平成29年4月10日 平成29年9月1日 平成11年10月14日 平成29年9月1日 " 平成15年6月10日
株式会社東部自動車学校 香南市野市町西野2135番地 北村 相	南国自動車学校 南国市小籠81番地の3	準中型免許に係る初心運転者講習 普通免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習	平成29年3月30日 平成29年9月1日 " "
	東部自動車学校 香南市野市町西野2135番地	普通免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習	" " "
株式会社高知ニュードライバー学院 吾川郡いの町枝川282番地 矢野 義尚	高知ニュードライバー学院 吾川郡いの町枝川282番地	準中型免許に係る初心運転者講習 普通免許に係る初心運転者講習 大型二輪免許に係る初心運転者講習 普通二輪免許に係る初心運転者講習 原付免許に係る初心運転者講習	平成29年3月29日 平成29年9月1日 平成11年6月10日 平成29年9月1日 "

高知県公安委員会告示第13号

平成12年7月高知県公安委員会告示第9号(運転免許取得者教育の認定)の一部を次のように改正する。

平成29年7月4日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

表中「代表取締役 信清 敏男」を「代表取締役 岡 今朝男」に改める。

監 査 公 表

監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、高知県知事から包括外部監査の結果に対する措置について通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年7月4日

高知県監査委員
29高行管第64号
平成29年6月9日

高知県監査委員 様

高知県知事 尾崎 正直

平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置について(通知)

平成28年6月7日付け高知県公報号外第28号監査公表第4号で公表された包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき別紙のとおり通知します。

別紙

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置について

1

監査結果	措置の内容
<p>第4 包括外部監査の結果及び意見(各論)</p> <p>1 母子父子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>(8) さらなる改善には何が必要か(意見)</p> <p>ア 自主的に規則を定めていること、一定の滞納発生時に初期対応が取られていること、未収金自体が減少している点は債権管理の基本に忠実な対応として高く評価すべきものである。</p> <p>イ しかしながら、不良債権の回収局面における手立てがほぼとられていない点は問題である。福祉的側面のある資金であるということは債務者の義務を免除する理由とは何らならないのであるから、債権の回収局面における手立てについてはさらに積極的に活用すべきである。</p> <p>ウ また、消滅時効期間が経過した債権が存在するということは極めて問題である。債権の整理促進は債権の整理促進のための法定の手続を経た上で行われるべきものであって、当該貸付金の場合、借主側の破産や死亡、連帯借主の居所不明などの事情があり、回収努力を怠っていたわけではないが、消滅時効期間を経過させたことはやはり問題というべきである。滞納債権については訴訟を含めた消滅時効中断措置をとり、その上で、債務者の困窮した生活状態に変化がない場合には、このような債権をいつまでも管理し続けることは限りある人的・財務的資源の浪費というべきであるから、償還免除若しくは債権放棄等によって整理を行うべきなのである。</p> <p>とはいえ、現在の債権の放棄の手続的負担が大きいことは否定し得ないことから、債権管理条例を整備することをとおして整理促進を促進するべきである。債権管理条例が整備された後は、消滅時効経過債権が存在することなどあってはならないことである。</p> <p>2 中小企業高度化資金</p> <p>(8) さらなる改善には何が必要か(意見)</p> <p>ア 担保など処分できるものについては処分しており、主債務者及び連帯保証人より月々少額の回収をしているのが現状である。</p> <p>イ 当該貸付金については②不良債権の回収局面では概ね適切な法的措置がとられ</p>	<p>1 母子父子寡婦福祉資金貸付金【児童家庭課】</p> <p>初回滞納者への償還指導及び市町村等への滞納者の状況調査を引き続き行い、悪質な債務者等の不良債権については、税務課と共同管理して未収金の回収を進めます。</p> <p>また、包括外部監査の結果を受け、不良債権への早期対応と債権の整理促進のため、一部債権回収については弁護士に委託し、その意見に基づいて対応することとしています。</p> <p>消滅時効期間に係る債権の把握を徹底するため、1年間償還がなかった債務者をリストアップし、税務課との共同管理及び弁護士への委託を検討します。</p> <p>裁判所を通じて行う長期滞納者への法的措置については、税務課と協議しながら債権回収を強化するとともに、回収の見込みのない債権などについては、平成29年3月に制定した債権管理条例の規定に基づき、償還免除又は債権放棄による整理を進めます。</p> <p>2 中小企業高度化資金【経営支援課】</p> <p>不良債権に対しては、今後とも、主債務者及び連帯保証人の状況変化に留意しながら、</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置について

2

監査結果	措置の内容
<p>たといえ、この点は評価すべきものである。また、回収不能債権については議会の議決を得て債権放棄を行っているものであり、回収可能性のある債権に注力するという側面からも評価すべき取組といえる。</p> <p>ウ しかしながら、高額な未収金を発生させたこともまた事実であり、結果論ではあるものの、①不良債権の発生を防止する局面の中の貸付時判断に甘さがあったというほかになく(一部の債務者をめぐっては一部刑事事件化もしている)、債権発生後の状況把握も不十分であったと思われる。また、債権額の高額さからして、必要に応じて増担保要求や保証人の入替等を求めるなどして債権保全に努めるべきであったといえるし、事業の好不調を見極めるために数ヶ月単位で事務所を訪問して事業活動の把握に努めるべきであったといえる。</p> <p>債権の高額さに比して不良債権の発生を防止するための対応に甘さがあったといえるべきである。</p> <p>エ なお、③不良債権の整理促進の点からは、かかる債権の高額さからして債権放棄の妥当性についても議会の審議を経て判断されるべきものであり、簡易な債権放棄の手続によることが妥当であるとはいいたい。債権管理条例を設けたとしても、このような高額債権までもが議会の議決を経ることなく放棄されることは問題が大きいのと言わざるを得ない。</p> <p>3 産業パワーアップ融資</p> <p>(8) さらなる改善には何が必要か(意見)</p> <p>ア 担保など処分できるものについては処分しており、主債務者及び連帯保証人より月々少額の回収をしているのが現状である。</p> <p>イ 当該貸付金については②不良債権の回収局面では概ね適切な法的措置がとられたといえ、この点は評価すべきものである。</p> <p>ウ しかしながら、高額な未収金を発生させたこともまた事実であり、結果論ではあるものの、①不良債権の発生を防止する局面の中の貸付時判断に甘さがあったというほかになく(刑事事件化もしている)、債権発生後の状況把握にも甘さがあったと思われる。また、債権額の高額</p>	<p>最大限の回収につながるよう努めます。</p> <p>不良債権の発生を防止するために、過去に返済条件の見直しを申し出た貸付先に対しては、接触頻度を高め事業活動の把握に努めます。</p> <p>経営状況が厳しい貸付先に対しては、当課の中小企業診断士を中心に、中小企業基盤整備機構の支援メニューの活用や、金融機関と協調した金融支援などに努めます。</p> <p>また、債権の保全に向けては、資産の状況などを確認しながら、必要に応じて、増担保要求や保証人の入替等に努めます。</p> <p>不良債権の整理促進については、平成10年度の行政監査、平成13年度の融資制度検討会の指摘を受けまして、債権放棄の基準を作成しています。</p> <p>この基準に従い、手立てを尽くしても回収の見込みがない高額不良債権については、引き続き議会の議決を経たうえで債権放棄を行っていきます。</p> <p>3 産業パワーアップ融資【経営支援課】</p> <p>当該融資は不良債権化しておりますが、今後とも、主債務者及び連帯保証人の状況変化に留意しながら、最大限の回収につながるよう努めます。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置について

3

監査結果	措置の内容
<p>さからして、必要に応じて増担保要求や保証人の入替等を求めるなどして債権保全に努めるべきであったといえるし、事業の好不調を見極めるために数か月単位で事務所を訪問して事業活動の把握に努めるべきであったといえる。</p> <p>債権の高額さに比して不良債権の発生を防止するための対応に甘さがあったといふべきである。</p> <p>エ なお、③不良債権の整理促進の点からは、かかる債権の高額さからして債権放棄の妥当性についても議会の審議を経て判断されるべきものであり、簡易な債権放棄の手続によることが妥当であるとは言い難い。債権管理条例を設けたとしても、このような高額債権までもが議会の議決を経ることなく放棄されることは問題が大きいと言わざるを得ない。</p> <p>4 中小企業設備近代化資金</p> <p>(8) さらなる改善には何が必要か(意見)</p> <p>ア 担保など処分できるものについては処分しており、主債務者及び連帯保証人より月々少額の回収をしているのが現状である。</p> <p>イ 当該貸付金については②不良債権の回収局面では概ね適切な法的措置がとられたといえ、この点は評価すべきものである。また、回収不能債権については議会の議決を得て債権放棄を行っているのであり、回収可能性のある債権に注力するという側面からも評価すべき取組といえる。</p> <p>ウ しかし、高額な未収金を発生させたこともまた事実であり、結果論ではあるものの、①不良債権の発生を防止する局面の中の貸付時判断に甘さがあったというほかなく、債権発生後の状況把握にも甘さがあったと思われる。また、債権額の高額さからして、必要に応じて増担保要求や保証人の入替等を求めるなどして債権保全に努めるべきであったといえるし、事業の好不調を見極めるために数か月単位で事務所を訪問して事業活動の把握に努めるべきであったといえる。</p> <p>債権の高額さに比して不良債権の発生を防止するための対応に甘さがあったといふべきである。</p> <p>エ なお、③不良債権の整理促進の点からは、かかる債権の高額さからして債権放</p>	<p>高額不良債権の整理促進については、手立てを尽くしても回収の見込みがなくなった際には、引き続き議会の議決を経たうえで債権放棄を行っていきます。</p> <p>4 中小企業設備近代化資金【経営支援課】</p> <p>当該融資は不良債権化しておりますが、今後とも、主債務者及び連帯保証人の状況変化に留意しながら、最大限の回収につながるよう努めます。</p> <p>不良債権の整理促進については、平成10年度の行政監査、平成13年度の融資制度検討会</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置について

4

監査結果	措置の内容
<p>棄の妥当性についても議会の審議を経て判断されるべきものであり、簡易な債権放棄の手続によることが妥当であるとはいいたい。債権管理条例を設けたとしても、このような高額債権までもが議会の議決を経ることなく放棄されることは問題が大きいと言わざるを得ない。</p> <p>5 農業改良資金貸付金</p> <p>(8) さらなる改善には何が必要か(意見)</p> <p>借受者、連帯保証人に返済の意識がない者が存在している、返済できるほどの資産がない、返済しているものの少額であるため多額な未済が減少しない等の問題があるとのことである。</p> <p>まず、返済の意識がない者に対しては規定どおりの対応を淡々とっていくしかないのであり、法的措置をとるべきである。返済できるほどの資産が現時点ではないとしても、将来的には資産が増加する可能性もあるのであるから、消滅時効の中断という意味では法的措置をとらない理由とはならないと思われる(なお、現時点では時効完成債権が存しないが、かかる債権を発生させてはならないのであって、訴訟提起を含めた時効中断措置を適切にとっていく必要がある)。</p> <p>なお、高額債権については当然のことであるとしても、高額債権ではないとしても返済が少額と継続している以上は、今後とも債権の管理を継続すべきである。かかる債権についても簡易な債権放棄手続を許容しえないものと思われる。県の事業としては終了しているため、管理・回収面で、退職した所管課OBの活用も考え得るのではないか。</p> <p>6 県営住宅使用料</p> <p>(8) さらなる改善には何が必要か(意見)</p> <p>ア いわゆる貧困世帯への貸貸であるために債権発生時の審査を適切に行ったとしても一定割合で回収困難債権が発生しうることが想定せざるを得ないという特殊性を踏まえる必要がある。</p> <p>その上で、自主的に規則を定め、回収現場における工夫も加えているのであって、これらは評価に値するものである。特に滞納発生時に家賃徴収員が訪問していることは初期対応が肝要であるという債権管理の基本に忠実な対応として高く評価すべきものである。</p>	<p>の指摘を受けまして、債権放棄の基準を作成しています。</p> <p>この基準に従い、手立てを尽くしても回収の見込みがない高額不良債権については、引き続き議会の議決を経たうえで債権放棄を行っていきます。</p> <p>5 農業改良資金貸付金【協同組合指導課】</p> <p>未済債権の回収にあたっては、非常勤職員を配置し、借受者や連帯保証人への訪問や電話による督促、資産調査を行うなど、農協等と連携しながら債権回収に努めています。</p> <p>その結果、平成26年度決算時点から現在(平成29年3月末時点)を比較すると債権数は、26件から22件と4件減少しています。</p> <p>今後、さらなる回収に向けて以下の対応を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 返済の意思のない者については、法的措置への対応のため専門機関に委任します。 ○ 時効中断措置については、時効完成債権が生じないように、今後も適切に行います。 ○ 高額債権については、今後とも債権の管理を継続し、安易な債権放棄は行いません。 <p>6 県営住宅使用料【住宅課】</p> <p>未収金の増加への対応については、債権発生未然防止、債権回収への早期対応という重点目標に基づき、住宅の管理を委託している高知県住宅供給公社と協議しながら、家賃減免制度の周知徹底や滞納初期における取り組みの強化など、具体的な改善策を講じており、今後ともより効果的な改善策を進めていきます。</p> <p>また、外部委託については、これまで債権回収会社を活用してきましたが、平成28年度に総務部税務課が関係各課の債権回収業務を外部に委託した結果なども踏まえながら、住</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置について

5

監査結果	措置の内容
<p>イ しかしながら、未収金そのものは増加傾向にあり、債権管理の観点からはさらなる改善が必要であると言わざるを得ない。</p> <p>まず、現在の徴収員は3名にすぎず、入居滞納者の対応に追われて、すべての滞納者に対応することができていないという人的側面からの限界が存する。債権の8割が退去滞納者の債権であるところ、退去滞納者及び連帯保証人には所在が不明な者や既に死亡している者も多数存するとのことであって、これらの者の所在調査・相続人調査のための住民票・戸籍等の取得にまで手が回らないようである。そうであるならば、債権回収体制(内部・外部共に)をさらに充実させることが要請されているというべきである。内部ではさらに債権回収への知識と経験を集積させつつ、外部委託も積極的に活用することが必要である。特に、債権回収会社は紛争性のある案件には関与できないという限界が存することから、紛争性のある案件へも関与しうる専門職への委託を更に活用する必要があるように思われる。</p> <p>ウ また、県営住宅は、低所得者向けの住居であるため、滞納者のほとんどが資産もなく、法的手続等を行っても、滞納解消に結びつかないという側面も否定し得ない(平成22年以降、強制執行費用が減少しているのはかかる傾向が明らかになったからともいえる。)。かかる債務者属性は法的措置によっても如何ともしがたいものである。このような債権をいつまでも管理し続けることは限りある人的・財務的資源の浪費というべきであり、一定期間適切に債権管理を行った後は放棄する等によって整理を行い、債権回収の可能性の高い債権へと注力しうる道筋を整備する必要がある。</p> <p>特に、一番古い債権は昭和50年に発生しているところ、古い債権になればなるほど証拠書類が残っておらず、法的措置には適さないところがある。</p> <p>また、適切に債権保全措置がとられていなかったために、退去滞納者のうちおよそ6割半においては消滅時効期間が経過しているのであり、かかる債権を今後とも管理し続けるということは債権回収</p>	<p>宅課として専門職への委託について検討を進めています。</p> <p>なお、県営住宅からの退去者を中心に長期化している債権については、平成29年3月に制定された債権管理条例に基づき、債務者等の状況把握による債権整理をさらに進めていくとともに、債権回収の可能性の高い債権へと注力するように努めていきます。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置について

6

監査結果	措置の内容
<p>としての効果を期待しがたいところもある。</p> <p>その点で債権管理条例を設けることによって、債権の整理をより促進することが必要であると思われる。</p> <p>7 高等学校等奨学金貸付金 (8) さらなる改善には何が必要か(意見) 本文中に指摘したとおり、不良債権の発生防止局面での取組を強化することが必要である。今後は消滅時効が完成する債権などが発生することがないように、この点でも取組が必要である。</p> <p>8 高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金 (8) さらなる改善には何が必要か(意見) 当該債権については過去に発生した債権の整理促進が問題となっている。特に消滅時効期間を経過した債権のほとんどは少額、多数の債権であると思われることから、債権を放棄して処理する方策が講じられるべきである。</p> <p>もつとも、債権放棄には議会の議決を要するところ、1件1件債権放棄を行う理由を説明することは当該債権の性質からしてプライバシーの観点から必ずしも望ましいものではない。</p> <p>そこで、少額な債権については効率的な債権放棄の手段を認めるべきであり、債権管理条例を設けて債権放棄を認め、債権の整理を促進することが望ましい。</p> <p>第5 意見・提言 1 税外未収金につき、管理の徹底を図るための体制構築すべきであること (1) 適切な審査の実施 債権回収を見据えた適切な審査の実施及び債務者と保証人に対する制度周知の徹底を図るべく、債権が発生していない段階において、債権ごとの性質を把握するとともに債務者及び保証人情報を適切に把握する体制を構築する必要がある。</p> <p>具体的には、①貸付時の審査の厳格化を実現し(納税証明書、所得証明書に加えて、債務者及び保証人の所得・資産・負債状況を把握できる書類の提出を促す等)、②契約書を締結し、履行期、利息、遅延損</p>	<p>7 高等学校等奨学金貸付金【高等学校課】</p> <p>人的担保としての実効性を高めるため、保護者以外の連帯保証人について、新たに年齢要件等を定め、平成29年度の貸与申請から適用できるよう、「高知県高等学校等奨学金貸与者選考事務要領」を改正しました。</p> <p>また、今後消滅時効が完成する債権が発生することがないように、適宜「債務承認及び分納誓約書」を提出させるなど、債権管理マニュアルに沿った適切な取組を進めます。</p> <p>8 高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金【人権教育課】</p> <p>高知県地域改善対策進学奨励資金貸付金の未収金については、法令等に基づき督促や催告を行うとともに、専門家への外部委託なども活用しながら回収に取り組んでいます。消滅時効期間が経過している少額かつ回収が困難な債権は、地方自治法施行令第171条の5の規定に基づき徴収停止を行っています。</p> <p>徴収停止後一定期間が経過したものについては、平成29年3月に制定された債権管理条例に基づき債権放棄を行い、債権の整理を進めます。</p> <p>1 税外未収金につき、管理の徹底を図るための体制構築すべきであること【税務課】 (1)適切な審査の実施、(2)債権記録の整備、(3)債務者状況の把握については、過去において、これらの対応が十分でなかったため、結果として多額の未収金が現状として残っていることから、意見があったものですが、平成20年度の包括外部監査において、これらの点についても指摘を受けて対応しており、引き続き、適切な審査及び債権管理を徹底していきます。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置について

7

監査結果	措置の内容
<p>害金、期限の利益喪失約款、裁判管轄に加えて、債務不履行となった場合には保証人に対しても請求をすることなどを書面で周知徹底することが考えられる。</p> <p>(2) 債権記録の整備 高知県の平成26年度決算時点における滞納事案の処理状況調査結果によれば①債権そのものの存在を確定する書類が散逸・不明で滞納整理が実施できないもの、②過去の滞納記録が散逸し経過が不明で滞納処理が実施できないものが多数見受けられた。これは、誠に遺憾ながら、過去に記録の整備に不備があったために、現在も当時の債権がそのまま残存しているものである。しかしながら、債権記録の整備は、債権管理の基本中の基本である。債権者ごとに、債権の種類に応じた管理台帳を整備し、債務者の氏名、債権金額等基本事項はもとより、納付状況等を適時記載していくとともに、滞納債権については督促等の処理内容を記録し、担当者が変更となっても直ちに最新の情報が把握できるようにしておく必要がある。</p> <p>特に、債権の時効の管理の観点から債権記録を整備しておくことは必要不可欠というべきである。</p> <p>(3) 債務者状況の把握 債権が発生してから履行期までに一定の期間がある債権については、破産等のリスクを事前に把握するべく、今後は、定期的に債務者の収支状況等の把握に努めるべきである。特に、100万円以上など債権額が大きいケースでは、年に1度は財務諸表や確定申告書の写し等の提出を求めることも必要となる。</p> <p>(4) 状況変化への対応 債権発生から履行期までの状況変化に対応するためには、今後新規に貸し付ける債権については、必要に応じて、増担保要求や保証人の入替等を求めるなどして債権保全に努めるべきである。また、破産等債務者に期限の利益喪失事由が発生した場合には、期限の繰り上げ手続をとることは当然のこと、破産法に則^のった債権届出や保証人への保証債務の履行請求等速やかに債権回収に移行できる体制を構築するべきである。</p> <p>(5) 債権管理回収専門組織の新設等を検討するべきであること</p>	<p>(4) 状況変化への対応については、債権ごとに制度や性質、現在の状況も異なっていることから、庁内連絡会において、今回の意見・提言の内容について共有を行い、必要に応じて各債権所管課の体制強化を図ることとしています。</p> <p>(5) 債権管理回収組織の新設等を検討するべきであることとの提言については、専門組</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置について

8

監査結果	措置の内容
<p>速やかに債権回収に移行できる体制を構築するためには、現行の税務課と各債権所管課との困難案件の共同管理体制では不十分であると史料される。</p> <p>すなわち、より管理回収を効率的なものとするために、管理部門と回収部門は明確に分ける必要がある。</p> <p>具体的には、上記(1)～(3)までは、主に各債権所管課の担当職員が行うものとし、(4)の段階に至り債務者の状況に変化が生じた場合には、岡山県のように副知事をトップとした推進体制を構築するなどして対応する方法もあるが、新たに債権管理回収専門組織を新設し、専門研修を受けた専門職員らで債権回収の方法を検討し、事案に応じて速やかに弁護士への外部委託が可能となるような体制を構築することが望ましい。</p> <p>さらに、各債権所管課が、自らの債権管理が疎かになることがないように、債権管理強化月間を設けるなどして、定期的に、債権記録の整備、債務者状況の把握、状況変化への対応ができていくかを担当者に意識させるような全庁的に債権管理を強化する取組なども必要となろう。</p> <p>高知県では、平成20年度の包括外部監査の結果を受けて、平成22年2月には「管理マニュアル」を策定し(平成24年5月には改訂)、債権管理体制の強化に取り組んではいるが、各債権所管課の担当者は、自らの業務に占める債権管理業務の割合が低いにもかかわらず、定期的なヒアリングや研修に出席しなければならない労力や研修等を実施する税務課や管財課の負担を考えると、費用対効果の点も含めて、これまでの体制の抜本的な見直しまでには至っていないと言わざるを得ない。</p> <p>2 私債権の回収実績及び管理の効率を上げるために、業務の外部委託を進めること</p> <p>(1) 問題のある債権の管理・回収における県の課題 ア 高知県の平成26年度決算時点における滞納事案の処理状況調査結果によれば、滞納のある事案のうち「特に理由なく支払いがないもの」(分類⑤及び⑫)は7,820件、金額にして5.3億円にも上る(但し公債権も含んだ調査結果。公債権の割合が小さいため、本項では便宜上そ</p>	<p>織設置の必要性や設置した場合の各債権所管課と専門組織の役割分担や担うべき業務量などについて検討を行い、平成29年度から税務課内に専門組織として、税外債権対策室を設置しました。同室においては、債権所管課から困難案件を引き受け、事案によっては、弁護士への外部委託も活用して、債権回収を推進します。</p> <p>2 私債権の回収実績及び管理の効率を上げるために、業務の外部委託を進めること【税務課】 債権調査回収業務の外部委託については、他県の例等も参考にして、平成28年度から実施しています。 具体的な内容としては、未回収の債権を多く有する6つの課(児童家庭課、協同組合指導課、水産政策課、住宅課、高等学校課、人権教育課)の困難案件42件、債権額3,670万円余りに関する調査回収業務を、4名の弁護士に委託した結果、年度末までに全体の半数</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置について

9

監査結果	措置の内容
<p>のまま引用した。) 支払の意思が希薄な債務者や保証人から回収の実を上げるには、専門知識や専門的手段が不可欠であるが、県職員がそれらを習得するには一定の時間と労力を伴う。</p> <p>イ また、同調査によれば、「生活困窮・病気が理由で支払えない」④⑩と分類されているものが2,506件、約4億円ある。私債権は、同意なしに債務者の財産調査を行うことができないため、管理・回収にあたる職員が債務者の支払能力を的確に判断することが困難であることが原因である。</p> <p>ウ さらに、「発生から長期間経過した債権で、証拠書類が散逸・不明となり、滞納整理ができないもの」①②⑧⑨が661件、約7,300万円ある。意見1で指摘したように今後絶対にこのような事態を招かない管理体制を構築することは必須であるが、現状、証拠もなく管理もされていない債権を漫然と未整理のままにしておくのは問題である。</p> <p>エ 県の管理マニュアル(平成24年5月改訂版P39)には「督促後、催告交渉を繰り返したにもかかわらず誠意が見られない者であり、かつ、支払い能力があると予想される者は、原則として法的措置の対象者とする」とされている。私債権の場合、資産を持ちながら支払おうとしない債務者から強制的に回収するためには、裁判所を通じて行う法的措置が必要となる。ここにいう法的措置とは判決や和解などの債務名義を前提とする競売など強制執行のことであるが、県の行った調査によれば、強制執行の対象となり得る私債権47件のうち、実際に強制執行を行ったものは4債権にすぎず、およそ原則的対応がとれていない状況にある。その主な原因の一つは、そもそも県職員が法的措置に関する十分な知識や経験を持っていないことにある。法的措置が必要になってから知識を習得し始めたのでは迅速で的確な対処は望めないが、必ずしも頻繁とはいえない場合に備えて県職員全員が法的措置に関する知識をあらかじめ習得するというのも非効率にすぎる。</p> <p>オ 上記課題を解決するには、意見1でも同趣旨の指摘があるように、①比較的回</p>	<p>近くの場合が全額納付済又は分割納付の成約に至りました。また、これまで債権所管課からの催告に反応がなく、債権管理の方向性が定まらなかった案件について、法的措置への移行や債権放棄の検討など、具体的な前進がありました。</p> <p>これらにより、弁護士への業務委託の有効性が確認されたことから、平成29年度も委託件数を拡大して、弁護士への業務委託を行うこととしています。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置について

10

監査結果	措置の内容
<p>取の容易な債権は各債権の所管課が確実に回収し、②問題のある債権については債権管理回収専門組織が担当することとし、これによっても回収困難な事案については、外部の専門家も交え、③法的措置も含めた専門的知識を駆使して回収の実を上げ、④回収不能な債権については一定の根拠に基づいて整理を行うこと(主に次項で指摘する)が重要である。</p> <p>私債権の管理回収業務は、県の重要な業務である一方、県職員が担当する業務の一部にすぎないため、一部の専門組織担当者を除いて、全ての職員に深い知識の習得まで求めるのは行政効率の面で問題が大きい。また、専門的研修を受けて知識のみ習得したとしても、回収に必要な調査や回収可能性の判断、裁判所を通じた法的措置など経験を要する業務も多く、県職員が回収困難な未収金を解消するには限界がある。</p> <p>したがって、③における回収実務及び④における整理に適するか否かの判断については②の専門組織と外部の専門家とが協働して担当することとし、その他の県職員は①の業務に集中すべきである。</p> <p>(2) 外部委託先について</p> <p>現在県では県営住宅退去滞納者に対する使用料滞納情報の提供(文書の送付や電話による入金案内)及び所在調査を県外のサービサーに外部委託している。H26年度の委託件数は233件、債権額は8,580万1,927円、回収額は157.4万円、委託料は68万円であった。次に述べるようにサービサーの業務範囲の制限により、遅延損害金の回収及び債権に関して争い(意見の相違)のあるものの委託ができないため、委託すべき退去滞納者のかなりの部分(滞納件数396件 滞納金額2億503万8,360円の内、委託できなかった件数163件 債権額1億1,923万6,433円)の委託ができないという所管課の悩みがある。</p> <p>また、弁護士に対し、個別案件について法律的な相談をしたり、法的措置を依頼したりすることもあるが、件数が少なく、十分機能しているとはいえない。</p> <p>サービサーの業務範囲はサービサー法による制限を受け、県として委託できるのは貸付金の元利償還金の回収、集金・事務等の業務代行及び特定金銭債権の納付請求に</p>	

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置について

11

監査結果	措置の内容
<p>限られる。</p> <p>また、司法書士はサービサーのような回収等の代行はできず、一部の認定を受けたものが、請求額140万円以下の民事訴訟、強制執行等の簡易裁判所における法的措置を代理することができる。</p> <p>この点弁護士は、サービサーの業務範囲及び司法書士の業務範囲に加えて、請求額140万円を超える民事訴訟や強制執行等の法的措置を行うことができ、もっとも広い範囲で県の債権管理回収業務を代理することが可能である。民事事件に関する知識、手段に精通した弁護士にとっては、債権回収は日常業務そのものであり、未収金回収に不可欠な債務者の所在調査や財産調査の手段も有している。</p> <p>弁護士に委任しても回収できない債権は、いわゆる不良債権というべきであり、その管理・回収に更なる労力を費やすべきではない。速やかに弁護士の意見等を専門的見解として付した上で債権放棄等の手続に回すべきである。また、証拠書類等が不明な債権の有効性等については、弁護士の意見を聞いた上で回収すべきものと整理を行うべきものに分類した上で対応を決めれば、一律の対応をするよりもはるかに効率的である。</p> <p>以上のように、弁護士に、債権の有効性等の判断や回収困難な未収金の回収の外部委託を進めることにより、県職員は滞納直後の債権など比較的扱いの容易な債権に集中することができ、未収金全体の回収効率を上げることができる。</p> <p>3 管理を徹底し、債権回収を強化した上で回収困難な税外未収金については債権管理条例を制定して整理の促進を図ること</p> <p>債権管理の流れは本論にて述べてきたところであるが、法令等に定める一定の要件に該当する場合は、徴収停止、履行延期の特約などの手続を適切に行って債権の管理・回収の実をあげることが望まれる。ここで、新しい債権回収のチャンネルを設けるべきことを提言したところであるが、それでもなお、債務者の経済情勢の変化によって回収しえない私債権は当然残りうることとなる。</p> <p>そこで、徴収停止（施行令171条の5）、履行期限の延期（同171条の6）を行うことによって請求を行わないこととして管理の負担を一定程度減少させる方途は存在するもの</p>	<p>3 管理を徹底し、債権回収を強化した上で回収困難な税外未収金については債権管理条例を制定して整理の促進を図ること【管財課】</p> <p>平成29年3月に高知県債権管理条例を制定しました。今後は、条例及び規則等に基づき、債権の適正な管理回収に努めるとともに、消滅時効期間を経過した、回収が困難な私債権については、管理回収業務の効率化の観点から、放棄の要件に該当する場合は、債権放棄を行い、債権整理の促進に努めます。</p> <p>また、消滅時効完成前の債権についても、徴収停止の措置後3年を経過してもなお、徴収停止の要件に該当する場合は、債権放棄を行い、債権整理の促進に努めます。</p> <p>徴収停止、履行延期の特約及び免除の要件に該当する債権については、これらの手続が</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置について

12

監査結果	措置の内容
<p>の、徴収の停止、履行期限の延期共に法令上の要件が余りに厳格であるために調査の負担が重い上、債権そのものは残り続けることから債権管理の負担もまた残り続けてしまうという限界もあり、債権の整理を促進する機能を十分には果たせていない現状にある。</p> <p>また、債務の免除（同171条の7）という手法も存するものの、これもまた極めて厳格な要件を課されているために調査の負担が重く、債権の整理を促進する機能を十分には果たせていない。</p> <p>債権の整理促進の最終的な手段は債権放棄であるが、現在の高知県の条例整備状況では、債権の全てについて放棄には議会の議決が必要とされる。そのため、議会への説明準備が必要とされ、その負担が大きいこと、債権の内容によっては債務者の個人情報に関係もあつて議会の議事にかけることが必ずしも適切とはいえない場合もありうることから、議決を経るというハードルを越えられない債権が大量に残っている（私債権で時効期間を経過しているものは、3,168件、2億5,038万7,868円）。</p> <p>もちろん、前記のとおり、私債権も高知県民の貴重な財産であるから、安易な債権放棄は債権管理の公正さに疑義を生じさせかねないために許されませんが、現在、大量に残っている回収可能性もない私債権の管理の負担が今後とものしかかり続けては、かえって貴重な県費を無駄に費消し続けることを許容することともなりかねない。基準は厳格に定められなければならないものの、債権回収の効率性への配慮もする必要がある。</p> <p>そこで、高知県においても、他県の債権管理条例の規定を踏まえつつ、高知県の実情に応じた債権管理条例を設けて、債権の簡易な放棄を認める手続を整備することが妥当である。具体的には、私債権⑧ないし⑩については（消滅時効の援用がない以上は）私債権は消滅してはいないものの、現実的には回収困難と言うほかかない。私債権①ないし③についても、場合によっては債権の放棄を認める必要も生じうる。</p> <p>そこで、消滅時効の期間を満了しているか否かを一つの柱として設定し、適正な債権管理を行った上で、なお消滅時効期間を満了するということは、一般には生活状況の苦しさや背景にある可能性が高いことから、消滅時効期間の満了をもって債権放棄を認める債権</p>	<p>適切に行われるよう、研修会等を通じて職場の意識や能力の向上を図り、適正な債権管理の促進に努めます。</p> <p>更に、台帳の整備に関する条項についても、同条例に規定しました。今後も引き続き台帳の整備が適切に行われるよう努めます。</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置について

13

監査結果	措置の内容
<p>管理条例を制定することが必要ではないかと考える。</p> <p>もつとも、前記1及び2の債権管理・回収を踏まえた運用が実現されたときは、消滅時効期間が満了する債権は基本的には発生しないこととなるであろうから、今後発生しうる回収困難債権の債権放棄については、債権回収が困難である旨の弁護士からの報告書の提出を受けるなどして客観性を担保した上で行うことが妥当なのではないかと考える。</p> <p>他の地方公共団体において制定された債権管理条例をそれぞれ検討してみれば、その内容には共通する部分が多い。特に共通する傾向が見られたのは、目的規定、定義規定、知事等の責務に関する規定、履行期限の繰上げに関する規定、債権の申し出に関する規定、督促に関する規定、強制執行等に関する規定、徴収停止に関する規定、履行延期の特約等に関する規定、免除に関する規定、放棄に関する規定、議会への報告に関する規定、他の法令等との関係に関する規定、委任に関する規定であった。</p> <p>債権放棄に関する規定を除けば、既に同様の趣旨の規定は一部存在するものの、全ての私債権について債権管理の適正化を明確にするという趣旨でこれらを重ねて規定することにも意味がある。</p> <p>また、一定の債権における記録整備のずさんさに鑑みれば、台帳の整備に関する規定をも重ねて規定することが望ましいと思われる。</p> <p>高知県において何より必要であるのは、不良債権の整理促進局面における規定であり、特に放棄に関する規定である。回収の見込みもない、消滅時効期間を超過してしまった大量の債権であっても、債権放棄を行うことが事実上困難であるために管理を続けなければならないことが不良債権の整理を、ひいては、高知県の人的・財政的資源の効率的運用を阻害している。</p> <p>そして、他県の債権放棄の要件を比較すれば、消滅時効期間の経過に加えて、債務者の意思確認を要件として課すことは管理の負担を増加させるのみである。そこで、消滅時効期間の経過にて基本的には債権放棄の要件を充足するものと構成しつつ、時効の援用を債務者の意思にかからしめて債務者の意思を尊重しようとした消滅時効制度の要請とを合理的に調和するべく、時効の援用をしない特別</p>	

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置について

14

監査結果	措置の内容
<p>の理由を債務者が明らかにしたときのみ、債権放棄することができないというかたちで整理することが望ましいように思われる。消滅時効期間を経過するまで弁済をすることがなかった債務者には消滅時効期間経過後にも弁済の意思はない蓋然性が高いといえようから、債務者自身が支払う意思を明確に示す等債務者が積極的に時効を援用しない特別の理由を明らかにしたときのみ債権放棄を控えれば足りるように思われる（債務者がかかる意思を明示してこなかったときは債権放棄が認められる。）。</p> <p>なお、当然のことではあるが、先に述べたとおり、今後は外部委託を利用するなどして消滅時効期間を経過した債権が発生することがないようにそもそも管理すべきであって、今後発生する債権について消滅時効期間が経過した債権が漫然と管理され続けるような事態が発生することは到底許容されないものである。</p> <p>以上は、消滅時効期間経過後の債権についてであるが、消滅時効期間経過前であっても、徴収停止の要件に合致し、相当な期間（例えば3年前後が一つの目安か）が経過してもなお状況に変化が見られないときは、債権管理の効率性の観点から、債権放棄を許容する条項を入れることも必要ではないかと思われる。</p>	

 そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づく高知県知事の委任に係る平成29年度行政書士試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施する。

平成29年7月4日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部 力

1 試験日時

平成29年11月12日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

高知市城北町1-14 高知県立高知小津高等学校

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成29年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験による。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式による。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成29年8月7日（月）から同年9月8日（金）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送すること（平成29年9月8日付けの消印のあるものまで受け付ける。）。

ウ 提出書類

受験願書（顔写真及び受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書（お客さま用）の貼付けがあるもの。）。ただし、行政書士試験身体障害者等受験特例措置の対象者は、当該申請書及び医師の診断書等を添付すること。

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を参照すること。

オ 受験願書及び試験案内の配布及び請求方法

(ア) 郵送配布

a 配布期間

平成29年8月7日から同年9月1日（金）まで

b 配布請求方法

住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒（角形2号のもの）に郵便切手140円分を貼付し、次の宛先に郵送で請求すること（平成29年9月1日までに必着すること。）。

名称 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

住所 郵便番号252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留

(イ) 窓口配布

a 配布期間

平成29年8月7日から同年9月8日まで。ただし、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。

b 配布場所

(a) 東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階 一般財団法人行政書士試験研究センター

(b) 高知市旭町二丁目59-1 アサヒプラザ2階 高知県行政書士会

(c) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁本庁舎1階 募集要項コーナー

(d) 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 安芸総合庁舎内 高知県安芸福祉保健所

(e) 香美市土佐山田町山田1128-1 高知県中央東福祉保健所

(f) 高岡郡佐川町甲1243-4 高知県中央西福祉保健所

(g) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎内 高知県須崎福祉保健所

(h) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内 高知県幡多福祉保健所

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

平成29年8月7日午前9時から同年9月5日（火）午後5時まで

なお、受付期間の最終日（平成29年9月5日）は、午後5時で受付が終了するため、これを過ぎると、接続中（入力中）であっても申込みができなくなる。また、受付

期間の最終日（平成29年9月5日）は、混雑することが予想されるため、余裕をもって申し込むこと。

イ 受験申込画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

ウ 受験手数料

7,000円

エ 受験手数料の払込方法

(ア) 受験手数料の払込みは、クレジットカード（受験を申し込む者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの支払となること。

(イ) 利用することができるクレジットカードは、VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersとなること。

(ウ) 利用することができるコンビニエンスストアは、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はスリーエフとなること。

(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しないこと。

5 特例措置の実施

身体機能に著しい障害のある者は、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講ずることがあるので、受験申込みの前に必ず7の問い合わせ先に相談すること。ただし、申出の時期や障害の内容等によっては希望に添えない場合がある。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表の日時

平成30年1月31日（水）午前9時

(2) 合格発表の方法

ア 合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板及び一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に掲示するとともに、高知県公報及び一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<https://gyosei-shiken.or.jp>）に登載する。

イ 合格者の受験番号の掲示後、受験者全員に可否通知書を郵送する。

7 試験に関する問い合わせ先

東京都千代田区一番町25 全国町村議員会館3階 一般財団法人行政書士試験研究センター
 電話番号03-3263-7700